

## 志木市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

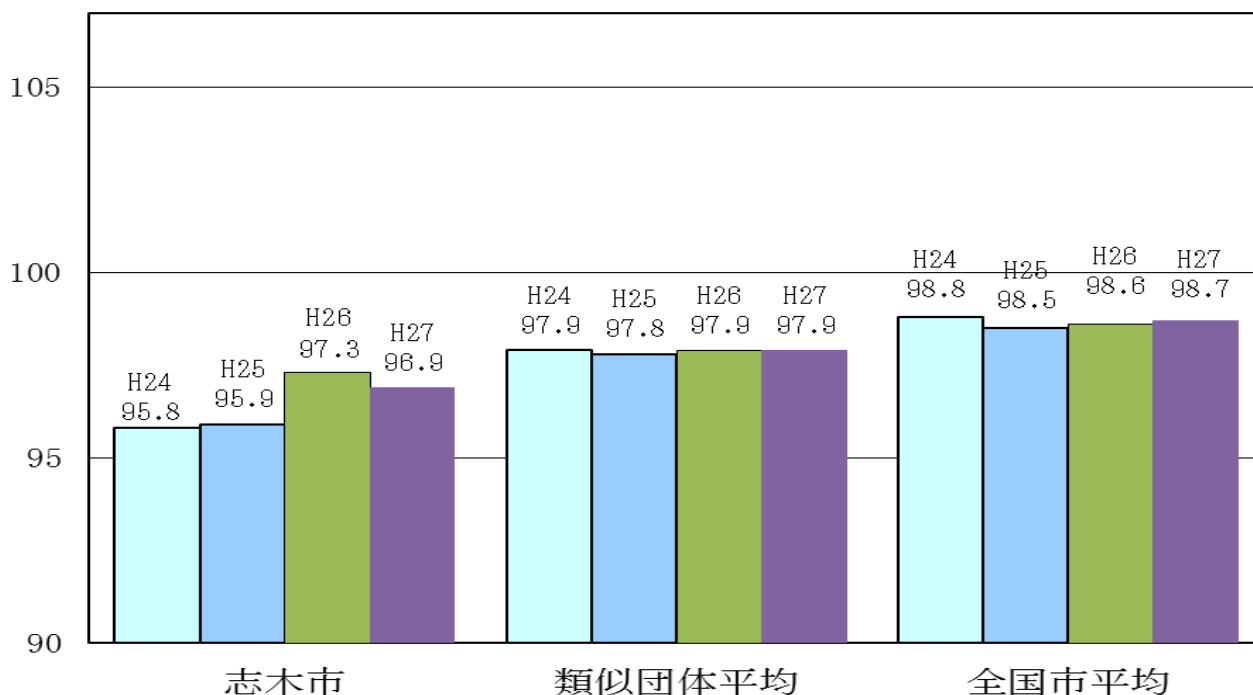
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 74,183	千円 21,548,619	千円 1,456,225	千円 3,313,383	% 15.4	% 13.6

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 345	千円 1,308,944	千円 369,231	千円 528,702	千円 2,206,877	千円 6,397	千円 5,989

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

これまで、100を下回っており、人事院勧告に基づき国や近隣市に合わせた数字を目指している。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）給料表について平均2%引下げ（国と同じ）。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準14%に対し、志木市においても14%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より14%を支給。段階的に支給割合を引き上げ、平成28年度は15%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	14%	14%
志木市の支給割合	12%	14%	14%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を新設。（国と同様の制度）  
平成27年4月1日実施。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
志木市	44.3 歳	323,200 円	435,500 円	404,000 円
埼玉県	44.3 歳	335,158 円	427,918 円	383,875 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢		人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
	平均年齢	人数				
志木市	56.1 歳	4	278,500 円	324,800 円	321,200 円	

#### ③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
志木市	45.2 歳	384,000 円	512,700 円
埼玉県	42.3 歳	354,634 円	416,933 円
類似団体	39.9 歳	301,604 円	335,700 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		志 木 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	146,500 円	146,500 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

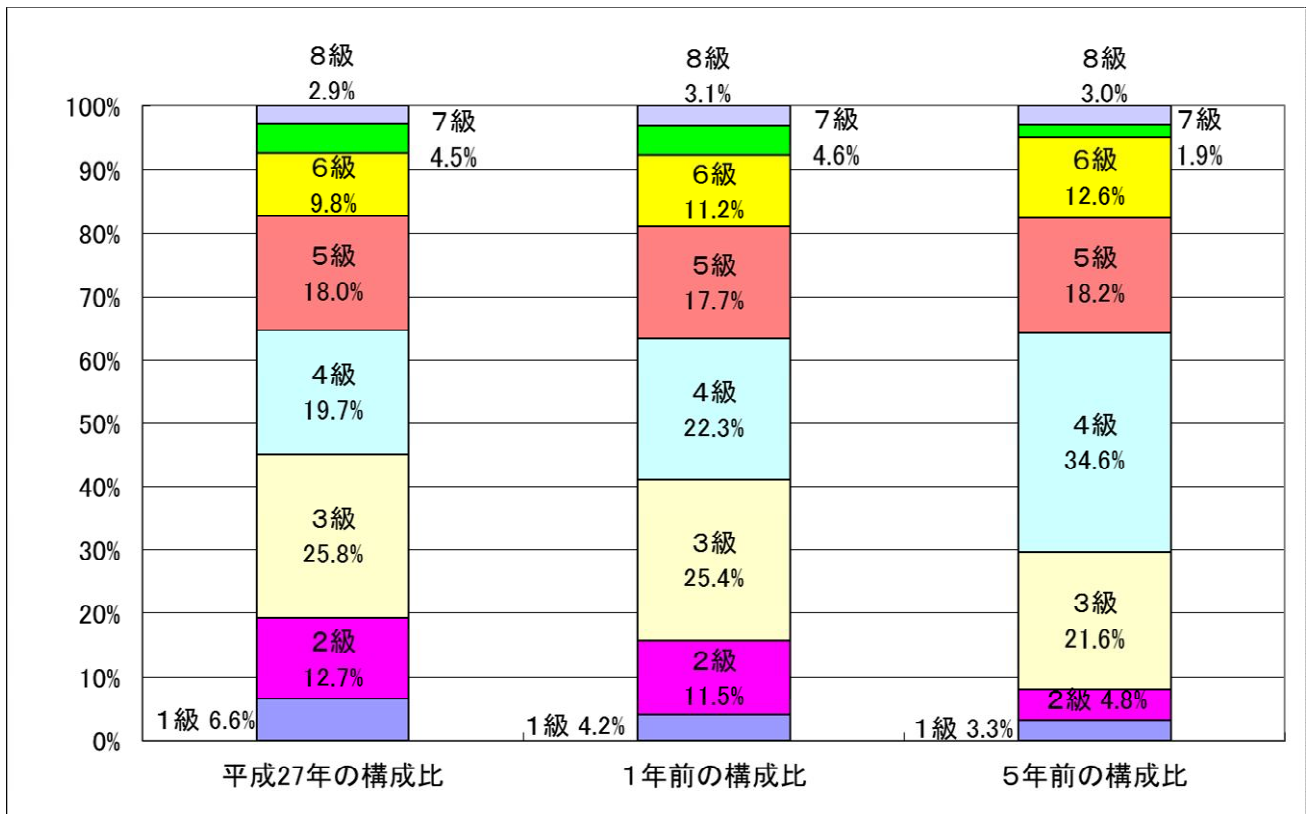
区 分		経験年数10年～15年	経験年数20年～24年	経験年数25年～29年	経験年数30年～34年
一般行政職	大 学 卒	285,300 円	341,900 円	377,500 円	398,900 円
	高 校 卒	243,200 円	338,500 円	357,400 円	385,400 円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	278,500 円	円	円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補・技師補	16 人	6.6 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事・技師	31 人	12.7 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主任	63 人	25.8 %	223,900 円	347,700 円
4 級	主査	48 人	19.7 %	258,300 円	378,700 円
5 級	主幹	44 人	18.0 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長	24 人	9.8 %	315,800 円	407,900 円
7 級	次長・参事	11 人	4.5 %	360,100 円	442,600 円
8 級	部長	7 人	2.9 %	405,800 円	466,300 円

- (注) 1 志木市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1, 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、1月1日を評定日として人事評価を実施。</p> <p>※一部人事評価の除外あり。</p> <p>2, 昇給への人事評価の反映状況</p> <p>人事評価に基づき、昇給区分（8～0号給）を決定。</p> <p>※人事評価の除外者については、良好な成績（4号給）とする。</p>
--

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

志 木 市	埼 玉 県	国
1人あたり平均支給額(26年度) 1,562 千円	1人あたり平均支給額(26年度) 1,649 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 15% ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20% ・管理職加算 15% ~ 25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

--

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

志 木 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職者2～45% (退職時特別昇給 無し)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	6,139千円	23,860千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		182,738千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		496,570 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	14 %	367 人	13 %

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		1,319 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		32,975 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		10.8 %		
手当の種類（手当数）		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	感染症にかかるおそれがある業務及び特定の毒物又は劇物の取扱業務に従事する職員	業務に従事した職員	—	1回 500円
特殊勤務手当	行旅病人・行旅死亡人及び変死人の取扱業務又は収容業務に従事する職員	行旅病人 行旅死亡人 変死人	—	1人 500円 1体 3,000円
特殊勤務手当	犬猫等の死体の収容業務に従事する職員	犬猫等の死体 処理	—	1件 200円
特殊勤務手当	福祉業務に従事する職員	現業員・指導員 主査級の園長	1,319千円	月額 4,500円 月額 2,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	71,658 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	276 千円
支給実績（25年度決算）	67,702 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	303 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族 6,500 円	同	—	34,972 千円	225,626 円
住居手当	借家 最高限度 27,000 円	同	—	17,449 千円	306,123 円
通勤手当	交通機関等利用者 6ヶ月の定期券の価額の6分の1 自動車等の交通用具使用者 2 Km以上の者に対し、使用距離に応じ 31,600 円以内で支給	同	—	25,602 千円	95,175 円
管理職手当	部長 82,000 円 理事 65,000 円 次長 60,000 円 参事 58,000 円 課長 55,000 円 副課長・主席専門員 50,000 円 主席主幹 42,000 円 主幹 40,000 円 専任主幹 32,000 円	異	定額支給	69,098 千円	561,772 円

## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	828,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 440,000円		
	副 市 町 村 長	729,000 円	885,000円 / 375,000円		
報 酬	議 長	420,000円	737,000円 / 31,000円		
	副 議 長	368,000円	653,000円 / 245,000円		
	議 員	347,000円	591,000円 / 222,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(26年度支給割合)	3.85 月分		
	副 市 町 村 長		3.85 月分		
	議 長	(26年度支給割合)	3.85 月分		
	副 議 長		3.85 月分		
	議 員		3.85 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)			
	副 市 町 村 長	給与月額×任用月数×支給率×100分の125			
		支給率	市長 100分の35	17,388,000円	任期ごと
		副市長 100分の21	9,185,400円	任期ごと	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

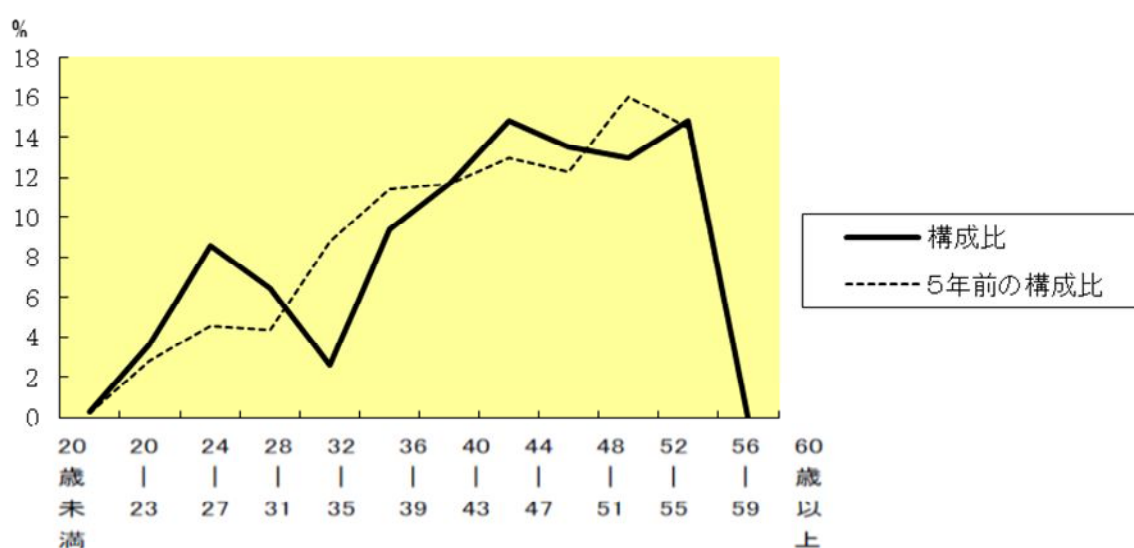
部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	0	
		総 務	106	101	△ 5	
		税 務	32	30	△ 2	
		民 生	101	105	4	
		衛 生	27	22	△ 5	
		労 働	0	0	0	
		農 水	3	3	0	
		商 工	3	4	1	
		土 木	25	25	0	
		計	302	295	△ 7	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 39.77人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 53.66人)
	教育部門	46	45	△ 1		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	348	340	△ 8	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 45.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.58人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	水 道	12	11	△ 1	
		下 水 道	11	12	1	
		そ の 他	24	21	△ 3	
	小 計	47	44	△ 3		
合 計			395 [ 505 ]	384 [ 505 ]	△ 11 [ △ 0 ]	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 51.76人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1 人	14 人	33 人	25 人	10 人	36 人	45 人	57 人	52 人	50 人	57 人	4 人	384 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	322	296	280	267	302	295	-27 (-9.2)
教育	52	51	48	46	46	45	-7 (-15.6)
普通会計計	374	347	328	313	348	340	-34 (-10.0)
公営企業等会計計	172	159	141	121	47	44	-128 (-290.9)
総合計	546	506	469	434	395	384	-162 (-42.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。